

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画(案) に対する意見募集結果について

平成 30 年（2018 年）3 月

札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課

市政等資料番号
01-G02-17-2615

- 問合せ先
札幌市 子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課
電話 011-211-2988 FAX 011-231-6221
電子メール kodomo.kosodate@city.sapporo.jp



計画案に対する市民意見

本計画の策定に当たり、市民の皆様からの意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

いただいた御意見は計画の修正の参考とさせていただいたほか、計画に基づく各種施策の推進の参考とさせていただきます。

意見募集の概要

- 意見募集期間

平成30年2月7日（水）から同年3月8日（木）まで

- 意見募集の方法

郵送、持参、FAX、電子メール

- 資料の配布場所

- ・ 札幌市役所本庁舎（2階行政情報課）
- ・ 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・ 各区役所総務企画課、健康・子ども課（保健センター）
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ ひとり親家庭支援センター（中央区大通西19丁目）

※ 札幌市公式ホームページからも閲覧可能

(http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/boshi_keikaku.html)

市民意見の内訳

- 意見提出数、意見件数

7人、47件

- 年代別内訳

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
人数	—	—	—	2人	1人	4人	7人
構成比	—	—	—	28.6%	14.3%	57.1%	100%

- 提出方法

	郵送	持参	FAX	メール	計
人数	—	1人	2人	4人	7人
構成比	—	14.3%	28.6%	57.1%	100%

意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>現代の社会では、誰しものが失業や病気などで貧困に陥る危険と隣り合わせにあり、あらゆる分野に広がる貧困と格差を是正する必要がある。計画の「基本的な方向性」において、ひとり親家庭のみならず、社会全体としての貧困問題の根本にある低賃金・不安定雇用をなくすための施策の在り方や、誰にとっても生きる上での支えとなる「社会の仕組み」を札幌市どのように考えるのかを明らかにした上で、施策を展開する必要があるのではないかと。（第5章）</p>	<p>本計画は、子育てや家事、仕事等の生活全般で困難を抱えることの多いひとり親家庭等に対する支援施策を推進するために策定した計画となっております。</p> <p>札幌市が目指すべき都市像等については、札幌市のまちづくりの総合的な市民計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の中で明らかにしておりますことから、ひとり親家庭等に対する個別計画である本計画においては、ひとり親家庭等の現状と課題に着目した基本的な方向性を定めております。</p>
2	<p>保育園の増設は大至急進めてほしいが、保育園によって、施設の広さや園庭の有無、日当りに差がある。都市部では難しい問題だと思うが、園庭や定員の基準を緩めて詰め込めばいいというものではないと思う。（第5章-基本目標1-基本施策1）</p>	<p>女性の就業機会の増加等により、近年保育ニーズが大幅に増加していることを受けて、幼稚園の認定こども園移行をはじめ、保育所・小規模保育事業所の整備など、様々な手法を用いて供給量を確保しているところであります。</p> <p>立地や面積等につきましては、施設によって異なっておりますが、いずれの施設も各種法令や国の通知に基づく基準に従って設置しております。</p>
3	<p>ファミリー・サポート・センター事業について、「子ども緊急サポートネットワーク事業」における病後児預かり時の補助制度を全ての時間を対象にし、また、同補助制度をひとり親家庭や低所得世帯の場合には、「札幌子育てサポートセンター事業」にも適用してほしい。</p> <p>利用料が当日払いであることが経済的な負担につながる。利用料の減額や後日払いを検討してほしい。</p> <p>自宅に他人を入れることに抵抗のある方のために、まちづくりセンターなどで提供会員が預かるなど新たな取組を望む。（第5章-基本目標1-基本施策1）</p>	<p>札幌市では、全ての家庭を対象として、平成25年3月より「札幌市子ども緊急サポートネットワーク」の病児病後児預かり利用料の補助制度を実施し、平成28年度からは小学6年生まで補助対象を拡大するなど、一定の配慮をしているところです。</p> <p>当事業の利用料とは、利用対価とは性格が異なり、提供会員というボランティアに対して支払う謝礼という位置付けです。これは、そのまま預かってくださった方々への活動報酬となるものであり、減額や後日払いとすることは提供会員の方々への不利益や負担につながってしまいます。</p> <p>預かり場所については、当事業は、市民同士の相互の信頼と理解をもって助け合うことが根幹にあり、そうした趣旨を御理解のうえ御利用いただくことが前提となっております。特に病気のお子さんのお預かりについては、自宅から別の場所に移動させることや、専用の設備のない見慣れぬ環境に長時間預けることは、身体的・心理的な影響も懸念されるところであります。</p>
4	<p>各区に配置されている母子・婦人相談員について、継続的な雇用による相談員のスキルアップがサービスの向上に繋がることから、正規雇用などの処遇改善を望む。また、児童扶養手当など手続き時に、部署の異なる相談員への相談に繋がられるような工夫が必要だと思う。（第5章-基本目標1-基本施策2）</p>	<p>各区役所の母子・婦人相談員は、その業務の性質からひとり親家庭の福祉に深い理解のある人材を雇用しておりますが、研修の実施などにより、スキルアップを図り、市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>また、児童扶養手当などの手続きの際には、各世帯の実情に応じて、支援を必要とする方を相談や支援に繋げるよう努めてまいります。</p>

5	<p>ひとり親家庭支援センターについて、夜間・休日に相談が可能なのは良いことだと思うが、センター自体の周知が不足している。ホームページ上に事業をわかりやすく掲載することや、スマートフォンから利用できる相談予約フォームを作成するなどの改善が必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策2)</p>	<p>相談窓口や支援制度の周知が不足していることは、本計画において大きな課題と捉えております。</p> <p>ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭を各種支援に結びつけるための窓口として重要な役割を担っていることから、<u>利用の促進を図るため、ホームページの改修などを検討してまいります。(計画反映)</u></p>
6	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業について、大変良い制度だと思うが、利用率や認知度が非常に低く、提供会員も不足している。また、委託先を社会福祉協議会などに増やし、「子ども緊急サポートネットワーク事業」との連携などの改善が必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策2)</p>	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業については、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づき、ひとり親への就業機会や就業経験の拡大を目的に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される母子・父子福祉団体である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に業務を委託しており、円滑に運営されているものと認識しております。</p> <p>また、利用希望者が利用できていない状態にはないため、委託先の拡大は予定しておりませんが、<u>認知度の向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めてまいります。(計画反映)</u></p> <p>相談を受ける中では、「札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業」などの児童を預かる他の事業を含め、利用者の希望に合った制度を提案できるよう努めてまいります。</p>
7	<p>母子生活支援施設について、離婚した直後など経済的にも精神的にも不安定なことの多い母子家庭が生活の安定を築く上で、きめ細やかな相談・支援を行うことができる大変有効な施設だと思う。各相談機関でも必ず紹介をしてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策2)</p>	<p>母子生活支援施設については、制度自体の認知度が低いことや、施設の目的や実態が正しく理解されていないという課題があることから、相談窓口での丁寧な説明が必要であると認識しています。</p> <p>このことから、相談員向けに制度に関する研修等を行うなど、相談を受ける側が制度に関する理解を深め、支援を必要とする方を入所に結びつけられるよう努めてまいります。</p>
8	<p>ひとり親家庭学習支援ボランティアについて、一つの団体のみへの委託だが、子どもの選択肢を広げるために複数の団体への委託をしてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>現在、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業は、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に業務を委託しておりますが、当事者団体としてひとり親家庭の児童や親からの相談に親身に応じることができ、参加者との信頼関係の構築にも繋がっているものと認識しております。</p> <p>また、利用希望者が利用できていない状態にはないため、委託先の拡大は予定しておりませんが、<u>認知度の向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めてまいります。(計画反映)</u></p>
9	<p>ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、仕事と子育てを両立しながら、さらに高卒認定の資格の学習をするのは、困難な状況。子どもの託児や、子どもの学習支援と並行して親も学習支援を受けられるような仕組みが必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>仕事と子育てを両立しながら、高卒認定試験の合格を目指す方のために、当該事業では、通信講座も対象としておりますが、ひとり親家庭の親と子がよりよい条件での就職の可能性を広げられるよう、今後も支援の在り方を検討してまいります。</p>

10	<p>ひとり親家庭の親が正社員として働きやすくなるために、親が就業している間、子どもが安心して過ごすことができ、食事をとることができる子ども食堂の充実を望む。</p> <p>町内会など、現在ある社会資源を活用した子どもの安全な居場所を確保してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>子ども食堂などの地域における子どもの居場所については、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運の醸成を図ってまいります。</p> <p>また、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討してまいります。</p>
11	<p>不登校やひきこもりなどの子どものために、ボランティアが家庭を訪問するホームフレンド事業を実施してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>ひきこもり・不登校児童福祉対策の一つとして、平成9年度から、ボランティア学生を派遣するメンタルフレンド事業を実施しておりますので、引き続き、制度の周知を図ってまいります。</p>
12	<p>児童扶養手当については、国において年3年から年6回の支給への見直しが行われているが、国の制度を待たずに、市独自の取組として、毎月の支給とするなどの支給回数を分割する制度の導入を望む。また、現況届の際には、ひとり親家庭への総合相談コーナーを区役所内に設けてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>国において、平成31年11月支給分の手当から年6回の支給とすることが示されておりますことから、支給回数拡大の効果検証が必要と考えております。</p> <p>また、児童扶養手当の現況届の際には、対象となる全世帯に制度案内を送付することを検討しておりますが、併せて、現況届の受付にかかる面談時にも、各世帯の実情に応じて、各区役所の母子・婦人相談員や必要とする制度を案内するなど、丁寧な対応に努めてまいります。</p>
13	<p>就学援助について、ひとり親家庭だけのための制度ではないこと、「子どものための制度」であることを周知してほしい。申請書の配布や回収時には、全員に配布し全員から回収するなど子どもの気持ちに配慮が必要。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>申請書の全世帯への配布は行っておりませんが、ひとり親家庭に限らず、小中学生のいる全世帯に対し就学援助制度の周知を行っているところです。</p> <p>今後も、就学援助制度のより効果的な周知のあり方について、検討を行ってまいります。</p> <p>また、申請にサポートが必要な家庭に対しては、現在も担任だけでなく、学校事務職員等による支援を行っているところですが、今後も連携して支援を行ってまいります。</p>
14	<p>札幌市奨学金について、人数の拡充や不登校枠を設け、また、成績条件のない給付型奨学金を望む。高校卒業後の給付型奨学金の拡充を行うべき。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業については、国に対し、給付型奨学金の対象者の拡大、給付の増額等、事業の充実を要望しているところです。</p> <p>なお、札幌市では給付型の札幌市奨学金を実施しており、毎年1,300人程度の奨学生を採用しております。</p>
15	<p>給食費の無償化や制服、教材の購入費用の援助やリサイクルの推進など、教育にかかる費用の負担の軽減を図ってほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>就学援助の基準となる生活保護費が大きく下がっている中、平成30年度の認定基準額はこれに連動して引き下げることとはせず、維持することとしております。</p> <p>今後の認定基準については、社会経済情勢などを踏まえ検討してまいります。</p> <p>各学校の判断により活用する補助教材については、補助教材の精選を図るなど、できるだけ保護者の負担が過重とならないよう、各学校に対して配慮を促してまいります。</p> <p>また、札幌市の学校給食においては、学校給食に使用する食材の費用についてのみ、学校給食費として保護者の方に御負担いただいております。</p> <p>なお、収入が一定額以下となる場合には、生活保護制度、就学援助制度を御利用いただくことで、学校給食費等について御対応いただくこととなります。</p>

16	<p>フリースクール等の支援を拡大するほか、フリースクール等に通う子供たちの経済的負担がひとり親家庭にのしかかっている現状を解決すべく財政的支援を充実すべき。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>フリースクール等への支援については、平成29年度から受入児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やす等、支援の拡充を図ったところです。この制度の活用により、授業料減額措置の実施等、利用者負担の軽減につながった例もあることから、国における支援策の検討状況を注視しつつ、今後も支援を継続していきたいと考えております。</p> <p>また、札幌市ではフリースクール等に通っている場合であっても、小中学生については通常の学校と同様に、一定の要件を満たす場合は就学援助制度により経済的援助を行っております。</p>
17	<p>ひとり親家庭等就業支援センターについて、働きながらスキルアップを希望するひとり親家庭のために、就業支援講習会を土日にも開催してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策1)</p>	<p>就業支援講習会の開催日時については、仕事のある方や子どもとの時間を大切にする方など、ニーズは様々であることから、多くの方に受講いただけるよう、夕方以降にも実施しているところですが、引き続き、利便性に配慮した日程での開催となるよう検討してまいります。</p>
18	<p>ひとり親家庭等就業機会創出事業を拡充するとあるが、合同企業説明会に限らず、商工会議所や中小企業同友会などと連携し、確実に就職できるようなプログラムなど、新たな事業展開も検討してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策1)</p>	<p>ひとり親家庭等就業機会創出事業では、合同企業説明会の開催を契機に、市内企業に対し、ひとり親の雇用に対する理解促進に取り組んでおります。</p> <p>また、ひとり親家庭支援センターでは、ハローワークと連携し、きめ細やかで継続的に就労支援を行う自立支援プログラム策定事業を実施しております。</p>
19	<p>女性活躍のための各種事業について、子どもを保育所に預けられない方のために、託児付のセミナーの開催を望む。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策3)</p>	<p>各区でのセミナーや男女共同参画センター内で指定管理者が開催している各種事業については、無料の託児サービスを実施しております。</p> <p>今後も、子育て中の女性に配慮しながら、女性の就業支援の推進に努めてまいります。</p>
20	<p>養育費の受取率が低いことが、ひとり親家庭の貧困の要因でもある。養育費を受け取ることが子どもの権利であることや、取決めや履行についての啓発を積極的に行ってほしい。</p> <p>養育費を受領できていないひとり親家庭に対して、その点を補填すべく給付制度の新規創設を求めらる。</p> <p>養育費の算定基準を見直し、引上げを望む。</p> <p>(第5章-基本目標3)</p>	<p>養育費の取決め状況は、前回調査に比べて改善が見られるものの、依然として低い水準にあることから、ひとり親家庭の生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実、養育費に対する意識向上の啓発に努めてまいります。</p> <p>ひとり親家庭への給付制度である児童扶養手当は、養育費の8割相当額を所得に加算した上で手当額を決定していることから、養育費の額に応じた配慮がなされたものとなっております。</p> <p>なお、養育費の算定基準は裁判所が定めるものとなっております。</p>
21	<p>面会交流については、配偶者からの暴力や虐待があった場合もあることから、取り決めには特段の配慮が必要である。一方で、感情的に面会交流をしない場合もあり、取り決めには第三者の仲介が望ましい。</p> <p>また、子どもにとって安心・安全な場として、公的な面会交流施設が必要であり、ひとり親家庭支援センターなどでの面会交流支援が行われることを望む。</p> <p>(第5章-基本目標3)</p>	<p><u>面会交流には、DV等の危険が伴う場合もあるため、その支援には慎重である必要があります。</u></p> <p><u>また、面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの理解にならないよう、配慮が必要と考えます。(計画反映)</u></p> <p>面会交流への支援の在り方については、引き続き検討してまいります。</p>

22	<p>ひとり親家庭等医療費助成について、貧困対策計画のアンケート調査でも受診を控えたと回答した親が多いことから、現在の親の入院時のみの助成を、通院時にも拡充することを望む。</p> <p>(第5章-基本目標4-基本施策2)</p>	<p>札幌市のひとり親家庭等医療費助成制度は、北海道からの補助を受けて実施しておりますことから、親の通院医療費の助成などの制度拡充につきましては、北海道の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>
23	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付制度について、連帯保証人がいなくては借りることができない。保証機関の導入など、連帯保証人がいなくても借りられる制度にしてほしい。また、返済の猶予制度も知られていないことから、長期の滞納とならないような啓発が必要である。</p> <p>(第5章-基本目標4-基本施策3)</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金は、連帯保証人がいなければ返還が困難と判断される方を除き、単独での貸付を可能としております。</p> <p>ただし、貸付の種類によっては、連帯保証人がいない場合、利率1.0%の有利子貸付となることから、可能な場合には連帯保証人を得ることを指導しております。</p> <p>貸付金は、将来にわたり返済の負担が発生する制度であることから、貸付の可否に当たっては、貸付を受けようとする方の資力や必要性、返済能力のほか、他に利用できる制度がないかなどを十分に確認したうえで、ひとり親家庭の経済的自立に資するかどうかの判断をしております。</p>
24	<p>すべての事業の認知度が低く、前回調査と比べてもほとんどの事業で認知度は下がっている。現在はスマートフォンでの情報収集が主流であるため、そのことに配慮し、必要とする支援制度を検索しやすいホームページを作るなどの工夫をすべき。また、利用できる支援制度をチャート式に図解することや、各種申請時にひとり親家庭用のガイドブックや相談先を掲載したカードを配布することを望む。アンケートでは情報を得る手段を「広報さっぽろ」と回答した方も多いため、相談機関等の情報について、継続した掲載が必要である。</p> <p>(第5章-基本目標5-基本施策1)</p>	<p>支援を必要としている方に必要な情報が届いていないことは、大きな課題と捉えており、本計画では、新たな基本目標として「利用者目線に立った広報の展開」を設定し、情報を得やすく、必要とする方に確実に届く広報の展開に努めてまいります。</p> <p>具体的な取組としては、新たにひとり親家庭の方を対象としたパンフレットを作成し、離婚届の提出時に配布することや、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなど、必要な情報を確実に伝える取組により、認知度の向上に努めてまいります。</p> <p>また、平成29年4月には、子育て情報に特化したホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」とスマートフォン用の「さっぽろ子育てアプリ」を立ち上げ、その中に、ひとり親家庭専用のページを作成したところであり、今後作成するパンフレット等にアプリのQRコードを掲載するなどして、周知を図ってまいります。</p>
25	<p>離別、死別を問わず、「別れ(喪失)を体験」をした子どもに、サポートの場(グリーンサポート)があることを情報として提供してほしい。</p> <p>(第5章-基本目標5-基本施策1)</p>	<p>支援を必要としている方に必要な情報を届けることができるよう取り組んでまいります。</p>
26	<p>ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、児童扶養手当の枠を広げてほしい(児童扶養手当が支給停止となる所得制限を引き上げてほしい)。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>児童扶養手当の所得制限額については、法令で定められており、札幌市が単独で支給対象を拡大することは難しいものと考えておりますが、札幌市を含めた政令市の会議等の機会を通じて、国に対し制度拡充を要望しており、平成30年8月分の手当から所得制限額が引き上げられる予定となっております。</p>

27	<p>ひとり親家庭学習支援ボランティア事業について、なぜひとり親と2人の親がいるという違いだけで学力に違いが生まれると考え、それに対して支援があるのか。この事業をひとり親に限るというのはおかしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>ひとり親家庭の親は、仕事や家事、子育てなどを一人で担わなければならない、ひとり親家庭の子は一般家庭の子と比較して、大学等への進学率が極めて低いことから、ひとり親家庭の不安感を解消するとともに、基礎的な学力の向上を目的として、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施しております。</p>
28	<p>特別奨学金について、普通高校への進学でも給付されるようにしてほしい。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策3)</p>	<p>札幌市特別奨学金は、技能習得を目的とした学校に学ぶ生活困窮世帯の高校生等を対象とした奨学金であり、札幌市奨学金とは目的を異にしておりますので、普通科の学校に学ぶ高校生等は、札幌市奨学金への申請をお願いしております。</p>
29	<p>ひとり親家庭に対する、就職に有利な資格取得に関する支援については、どれだけ就職できているかなどの効果測定を行い、より実効性の高いものに限定する時期だと思う。むしろ働き出してからの経済的支援や、子育てをしながら働けるようにする支援のほうが大事ではないのか。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策2)</p>	<p>直近の平成28年度の実績では、給付金を受給して養成機関を修了した方67名のうち、資格を取得した方が66名、就業した方が60名となっており、アンケート調査の結果からも資格の取得は正規雇用に有利であることが分かっております。</p> <p>このことから、ひとり親家庭の経済的自立のためには、就業支援が重要と考えております。</p>
30	<p>職業訓練について、訓練開始時に、子どもを保育所に入れていない場合、訓練中の預け先がない。託児付きの職業訓練を拡充してほしい。</p> <p>職業訓練時の生活保障としては、高等職業訓練促進給付金があるが、学費で消えてしまう。母子父子寡婦福祉資金貸付金は連帯保証人がいないと借りられず、支援制度がつかない。</p> <p>(第5章-基本目標2-基本施策2)</p>	<p>ハローワークでは、託児サービス付きの職業訓練が行われているほか、ひとり親家庭支援センターで実施している就業支援講習会でも託児を行っております。</p> <p>また、平成29年10月には、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象に、給付金とは別に、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金貸付を行う高等職業訓練促進資金貸付金制度を開始し、資格を取得して就業しようとする方への支援を拡充しております。</p>
31	<p>広報の充実について、ワンストップの相談会等の開催、児童扶養手当現況届の提出時の総合相談会の開催、相談窓口の夜間・土日開設、地域に出張する体制づくりなどの取組が必要だと考える。</p> <p>(第5章-基本目標5-基本施策1)</p>	<p>児童扶養手当の現況届の際には、対象となる全世帯に制度案内を送付することを検討しておりますが、併せて、現況届の受付にかかる面談時にも、各世帯の実情に応じて、各区役所の母子・婦人相談員や必要とする制度を案内するなど、丁寧な対応に努めてまいります。</p> <p>なお、ひとり親家庭支援センターでは、夜7時までの相談や土日の相談も行っております。</p>
32	<p>離婚調停中などの場合も、ひとり親家庭への支援制度が利用できるようにしてほしい。</p> <p>(第5章)</p>	<p>支援制度の利用要件については、制度毎に定めておりますが、各区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターでは、離婚前から相談に応じているほか、特別な事情がある場合には、離婚前でもひとり親家庭に準じて取り扱うことがあるなど、世帯の状況に応じた運用を行っております。</p>

<p>33</p>	<p>未婚のひとり親にも税の寡婦控除を適用してほしい。 (第5章-基本目標4-基本施策2)</p>	<p>税の寡婦(夫)控除については、税制改正が必要となることから、政令市の会議等を通じて、法改正等を国に要望しております。 また、保育料の算定では、すでに未婚ひとり親への寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しており、高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定においても、平成30年度からのみなし適用を予定しております。</p>
<p>34</p>	<p>父子世帯で身近に助けてくれる祖父母等がない場合、子育てと仕事の両立が難しい。ひとり親家庭への支援は、母子世帯を中心に考えられているのではない。 父子世帯は、所得要件で公的支援がほとんど受けられない。父親が働く職場に助成金という形で財政的支援を行い、父親が子どもの世話をする時間を確保するために、その分を雇用で補う仕組みがつかれないか。 長時間労働などで、食事づくりの時間がとれず、子どもや自分の健康が気にかかる。 財政的支援よりも、保育所のお迎えや、急な仕事が入る休日に助けてくれる人間関係がほしい。 シングルファザー向けの「シェアハウス」があると、助け合って子育てができる。 子育て仲間をつくる機会・場を公的な支援でつってほしい。 (第5章)</p>	<p>平成26年10月の法改正を受け、父子家庭もひとり親家庭への各種支援制度を利用できることになり、また、ひとり親家庭支援センターでは、父子家庭専門相談窓口を設置し、面接や電話による相談を行っておりますので、是非御活用をいただければと思います。 本計画の完成を終了とするのではなく、ひとり親家庭等が、それぞれの抱える課題に応じた支援を受けられるよう、引き続き、有効な支援施策の在り方について、検討してまいります。</p>

※ No.26～34は、同時期に実施した「札幌市子どもの貧困対策計画」のパブリックコメントに寄せられた意見のうち、ひとり親家庭等に関係するものを掲載しています。
 ※ 札幌市の考え方の中の下線部分は、計画に反映させた内容となります。
 ※ 類似の意見は、統合したうえで、概要を掲載しています。